

「平成23年度政務調査費の交付に係る住民監査請求」についての監査結果の概要

1 請求書の提出日 平成25年3月22日

2 監査結果の通知日 平成25年5月17日（監査期限：同年5月21日）

3 請求の要旨

(1) 措置要求事項

奈良県知事に対し、平成23年度に目的外に支出された政務調査費(43,889,269円)について、不当利得返還請求権を行使し、関係会派及び議員に返還させるよう勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 政務調査費の使途基準について

奈良県議会の会派及び議員は、政務調査費を条例及び規程により定められた使途基準に従い使用しなければならないが、使途基準では必ずしも使途が明確でないところがあるため、拡大解釈による政務調査費の目的外支出が減少していない。

イ 具体的な違法性

(7) 会派の政務調査費に係る目的外支出（800,000円）

資料購入費、広報費及び調査研究費について、政党活動というべきものや個人の立場で加入している団体に対する会費があり、目的外支出である。

(4) 議員の政務調査費に係る目的外支出（43,089,269円）

人件費、事務所費は、政務調査活動以外と政務調査活動の按分率は、一律50：50にすべきである。また、事務所費について、支払先不明（黒塗り）や物件の所有者が本人又は親族であること等により、支払事実が確認できないものがあり、目的外支出である。

調査研究費について、委託調査先が同じでも契約金額は人によって大きく異なっていること等不透明なところが多く、政務調査費として認められない。

事務費（油代及びガソリン代）について、請求人の試算によると走行距離が長く、金額も異常である。

4 監査委員の除斥

本件請求の監査において、議会選出の監査委員2名は、監査の対象に関し直接の利害関係を有するため、地方自治法（以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥した。

5 個別外部監査契約に基づく監査について

請求人から個別外部監査契約に基づく監査を実施するよう請求があったが、その内容からみて、通常の財務事務の監査と異なることはないことなどから、監査委員に代わる外部の者による判断を必要とする事案ではないと判断した。

6 請求人の違法性の主張に対する議会事務局の見解

(1) 政務調査費の使途基準について

使途基準については、総合的なマニュアルとなる政務調査費の手引を作成し、具体的な例示をするなど、基準の明確化に努める一方、充当の限度を定める経費、実態での按分が困難な場合の取り扱い、事務所の要件、検査体制や相談体制を定めており、政務調査費の執行は、条例、規程、手引等に基づき適正に行っている。

(2) 具体的な違法性について

ア 会派の政務調査費に係る目的外支出

資料購入費については、国の法案に関する動き等の情報を得るための資料として有用と認め、広報費については、広告の内容から妥当と判断した。調査研究費については、会派として情報収集のために参加している団体の会費として充当を認めた。

イ 議員の政務調査費に係る目的外支出

人件費、事務費については、一律に50:50にするのではなく、実態に応じて判断していく方法が相当と考える。事務所費について、黒塗りは個人情報保護条例に基づき実施している。また、自己所有物及び生計を一にしている親族の所有物件の賃借料については、事務所費での支出は認めていない。

調査研究費については、業務を委託した場合、同じ委託先でも契約の内容が違う場合、契約金額は違ってくる。

事務費（油代及びガソリン代）については、県北部と南部を行き来するケースが多いこと等を斟酌すれば、一概に異常値を示しているとはいえない。

以上のことから、請求人が主張するような違法又は不当な支出はないと考える。

7 監査結果

本件監査請求のうち、平成23年度4月分に係る政務調査費に係る請求は、法第242条第2項で定める要件を備えていないのでこれを却下し、その余の請求については、理由がないものとして棄却した。

理由は以下のとおりである。

(1) 平成23年度4月分の政務調査費（3,223,470円）に係る監査請求

→却下

法第242条第2項本文では、住民監査請求は「当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。」と規定されており、

条例の規定による政務調査費の収支報告書提出日を当該行為のあった日と解するところ、平成23年度4月分の政務調査費に係る監査請求は、収支報告書提出日から1年を経過している。

また、同項ただし書では、「正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されているが、平成23年8月1日以降は収支報告書及び領収書等の閲覧を請求することが可能であり、遅くとも同日には、同年度4月分に係る政務調査費の支出について認識しえたため、正当な理由を認めることもできない。

(2) 平成23年度5～3月分の政務調査費（40,665,799円）に係る監査請求 →棄却

本件監査対象の支出が、県政に関する調査研究に資するために必要な経費以外の経費に係る支出であるか否かは、使途基準及び手引に反するか否かを基準に判断するのが相当である（平成21年9月29日東京高等裁判所判決同旨）。

また、使途基準適合性の判断にあたっては、平成21年12月17日の最高裁判所の判決の趣旨から、使途基準及び手引に照らして、一般的、外形的に行うことが相当である。

議会事務局の陳述等によれば、収支報告書等の内容を確認のうえ、政務調査費が確定されており、使途基準及び手引に照らして、一般的、外形的に不相当な支出は見受けられない。

さらに、政務調査費の収支に関する議長への報告についての具体的なあり方は、議会が裁量権限に基づき自主的に決定したものと解され、法の趣旨に反するものではないというべきである（平成24年7月27日大阪高等裁判所判決同旨）。

請求人の違法性の主張は、自らの見解や主張を述べるにとどまっており、その主張に対する議会事務局の見解に、特段不合理ないし不相当なものは認められない。

以上のことから、本件監査対象の政務調査費の支出に、使途基準に適合しない違法又は不当なものは認められない。

※監査結果本文については、平成25年5月24日付けの県公報に掲載予定